

I－1 財形融資の実施主体

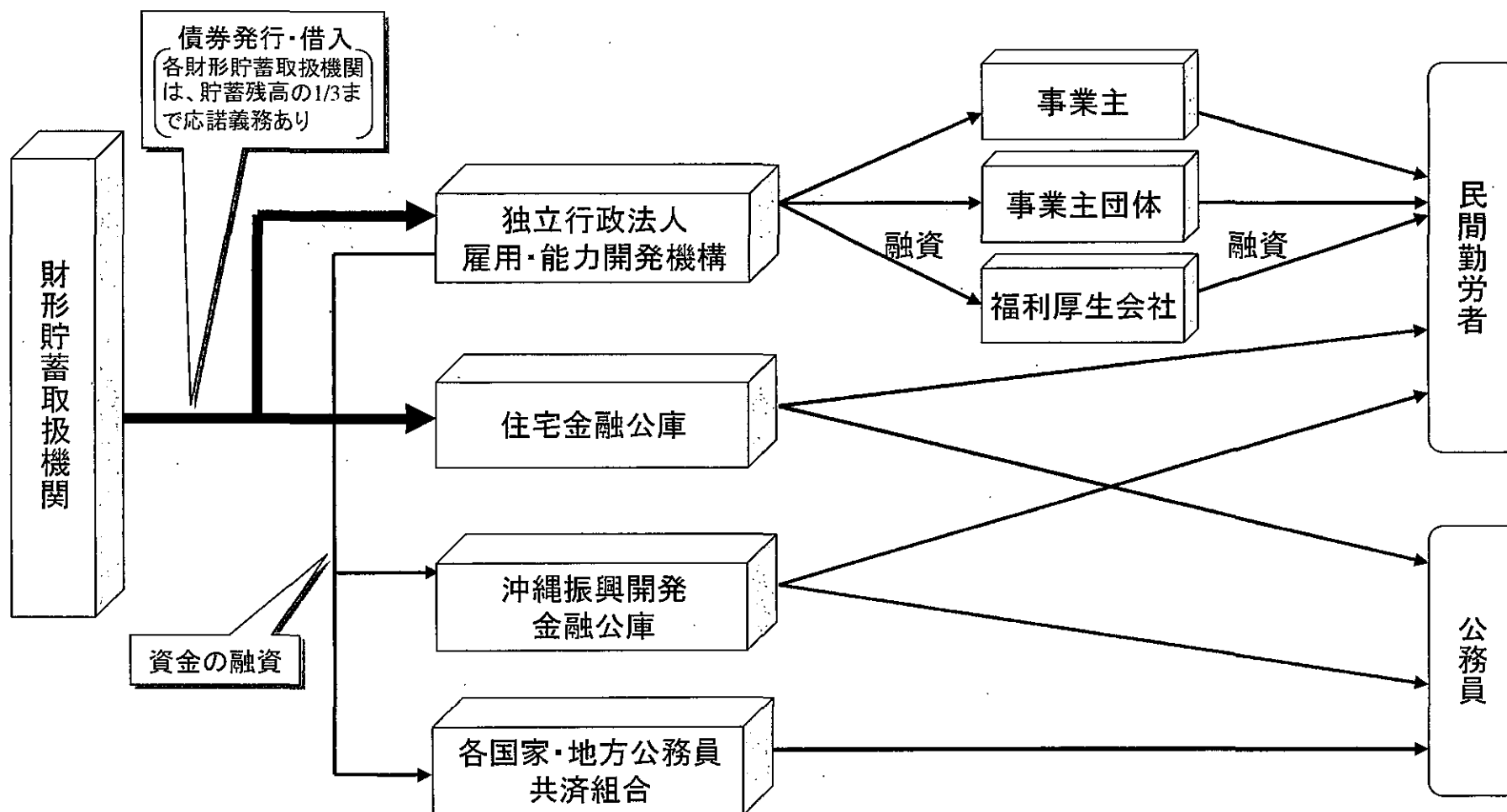
	頁
(1) 現行の財形融資制度における実施主体と資金調達方法	1
(2) 独立行政法人雇用・能力開発機構の概要	2
(3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の概要	4
(4) 雇用保険三事業の改革に係るこれまでの取組	7
(5) 労働者災害補償保険制度の概要(平成17年度予算)	8
(6) 勤労者財産形成促進事業費補助金(交付金)の推移	9
(7) 特別会計の見直しについて(平成17年11月21日 財政制度等審議会)(抄)	10

I－2 財形融資の資金調達の方法

(1) 財形持家融資の貸付利率について	11
(2) 政府関係機関における資金調達方法の例	12

現行の財形融資制度における実施主体と資金調達方法

財形融資に充てる資金の調達については、雇用・能力開発機構及び住宅金融公庫が、財形貯蓄残高のシェアに応じてすべての財形貯蓄取扱機関（約160機関）に協力を求めて、各財形貯蓄取扱機関と随意契約を結ぶことによって、資金調達を行っている。



独立行政法人雇用・能力開発機構の概要

1. 機構の設立

- (1) 設立年月日
平成16年3月1日
- (2) 根拠法律
独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）
- (3) 設立の目的
労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与する。

2 組織（平成17年4月）

本部（8部1室）、従たる事務所（47所）、職業能力開発施設等（75所）

3 平成17年度予算

7,198億円（うち運営費交付金等1,541億円）

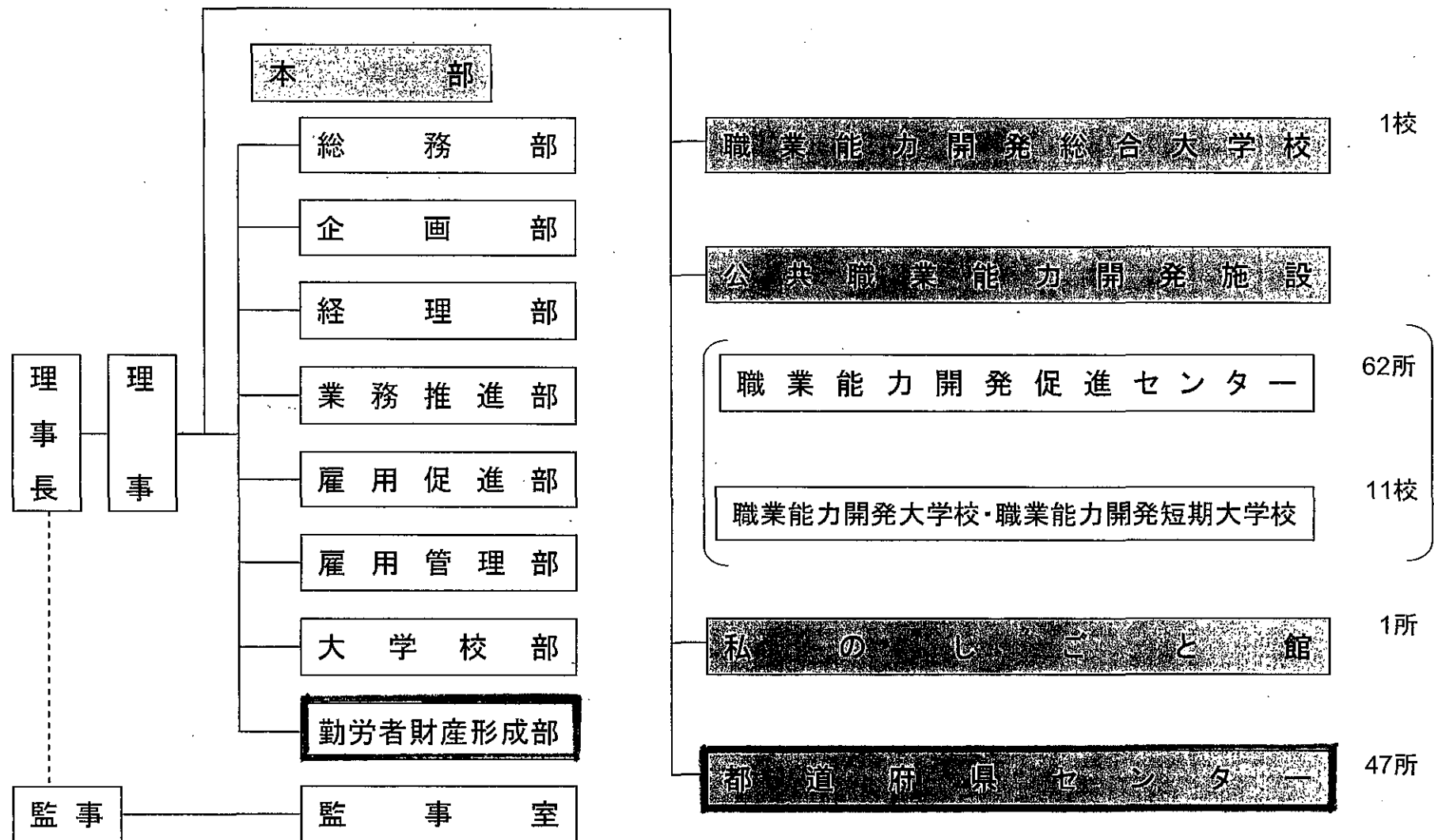
4 業務の概要

- (1) 雇用開発に関する業務
 - ① 雇用管理に関する相談等
 - ② 中小企業の雇用創出、人材確保等のための助成金の支給、相談等
- (2) 能力開発に関する業務
 - ① 公共職業能力開発施設等の設置運営、事業主等の行う職業訓練の援助等
 - ② 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての労働者等に対する相談等（キャリア・コンサルティング）
- (3) その他
 - ① 勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るための助成金等の支給及び持家取得資金、教育資金等の融資
 - ② 雇用促進住宅及び勤労者福祉施設を譲渡又は廃止する業務並びに譲渡等するまでの間の管理運営業務

5 平成17年度役職員数（平成17年4月1日現在）

役員数 8名
職員数 4,242名

組織図



独立行政法人勤労者退職金共済機構の概要

[所在地] 東京都港区芝公園1丁目7番6号

[設立年月日] 平成15年10月1日

[役職員数] 273名（平成17年4月1日現在）

[設立経緯]

- ・ 昭和34年 7月 1日 中小企業退職金共済事業団設立。
- ・ 昭和39年10月15日 建設業退職金共済事業を開始することに伴い、建設業退職金共済組合設立。
- ・ 昭和42年 9月 1日 清酒製造業退職金共済事業を開始することに伴い、清酒製造業退職金共済組合設立。
- ・ 昭和56年10月 1日 建設業退職金共済組合と清酒製造業退職金共済組合を統合して建設業・清酒製造業退職金共済組合を設立。
- ・ 昭和57年 1月 1日 林業退職金共済事業を開始することに伴い、建設業・清酒製造業退職金共済組合を建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合に変更。
- ・ 平成10年 4月 1日 中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合を統合して勤労者退職金共済機構を設立。
- ・ 平成15年10月 1日 独立行政法人勤労者退職金共済機構に移行。

[設立目的]

機構は、法の規定による中小企業退職金共済制度の運営を行うことを目的とする法人として設置されるものである。

上記の目的を達成するため、次の業務を行うこととされている。

- イ 法の規定による中小企業退職金共済事業を行うこと。
- ロ イの業務に附帯する業務を行うこと。

[業務概要]

（一般の中小企業退職金共済制度）

中小企業の従業員（原則として期間雇用者等を除く全従業員）を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金が給付される仕組みであり、機構の中でも中小企業退職金共済事業本部が運営に当たっている。

（特定業種退職金共済制度）

特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業310円、清酒製造業300円、林業460円）を貼付し、当該労働者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該労働者に退職金が支給される仕組みである。

制度の運営は、それぞれ建設業、清酒製造業、林業の各退職金共済事業本部が運営に当たっている。

中小企業退職金共済制度の概要

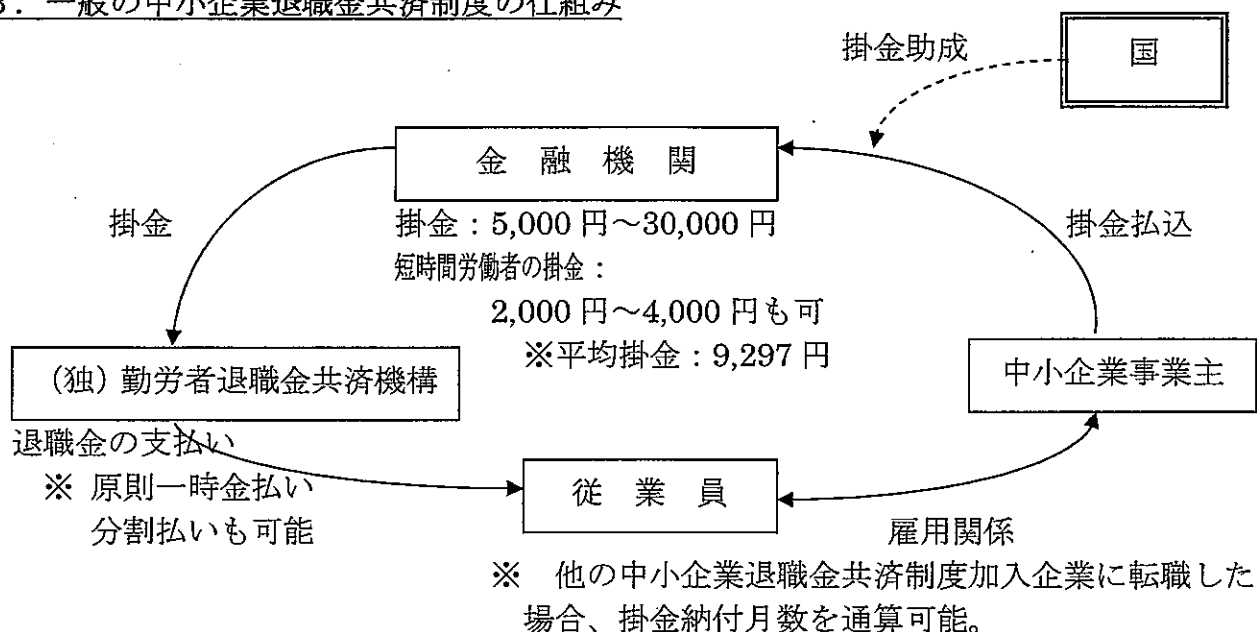
1. 制度の目的

中小企業退職金共済制度（以下「中退制度」という。）は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。

2. 中小企業退職金共済制度の概要

中退制度には、主に常用労働者を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度」と、厚生労働大臣が指定した特定の業種に期間を定めて雇用される労働者（期間雇用者）を対象とする「特定業種退職金共済制度」があり、現在、特定業種退職金共済制度として、建設業、清酒製造業及び林業が指定されている。

3. 一般の中小企業退職金共済制度の仕組み



【制度の特色】

① 税制上の優遇

- ・ 掛金は税法上損金又は必要経費扱い。
- ・ 退職金は一時金で受け取る場合には退職所得控除が、分割して受け取る場合には公的年金等控除が認められている。

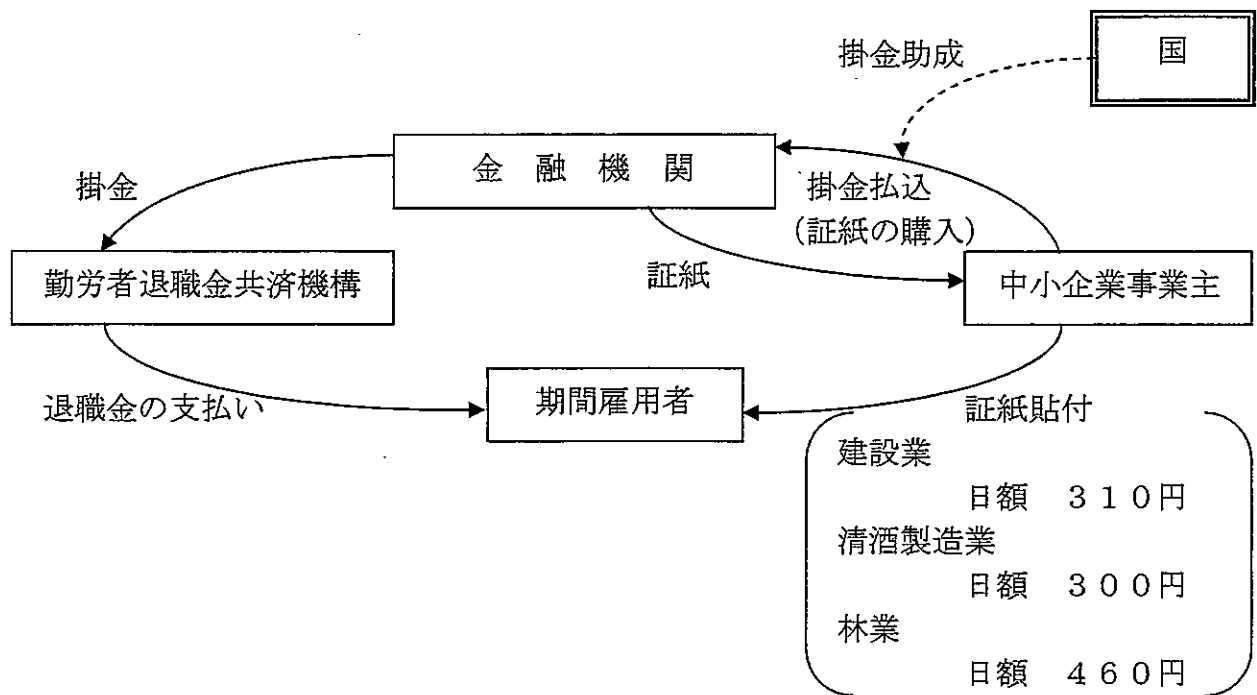
② 掛金助成制度

- ・ 新規加入の場合、原則として掛金月額の $1/2$ を1年間助成。
- ・ 掛金月額引上げの場合、原則として引上げ額の $1/3$ を1年間助成。

③ 退職金の額

退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数により固定的に定まる基本退職金（現在の予定運用利回り 1.0%）と、機構の運用実績により付加される付加退職金の両者を合算したものとなる。

4. 特定業種退職金共済制度の仕組み



【制度の特色】

- ① 税制上の優遇
 - ・ 掛金は税法上損金又は必要経費扱い。
 - ・ 退職金を受け取る場合には退職所得控除。
- ② 掛金助成制度
 - ・ 新規加入の場合、原則として、1年間の1／3を助成。
- ③ 共済証紙の共済手帳への貼付

期間労働者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じて共済証紙を貼付し、当該労働者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接労働者に退職金が支給される。

※ 特定業種退職金共済制度の予定運用利回り

- ・ 建設業 2.7%
- ・ 清酒製造業 2.3%
- ・ 林業 0.7%

雇用保険三事業の改革に係るこれまでの取組

雇用失業情勢、雇用構造の変化に機動的に対応した予算の策定

○ 三事業予算額

・12年度予算 7,208億円 → 13年度予算 6,891億円(▲4.4) → 14年度予算 6,168億円(▲10.5) → 15年度予算 5,770億円(▲6.5)
→ 16年度予算 5,072億円(▲12.1) → 17年度予算 4,772億円(▲5.9) → 18年度予定 4,167億円(▲12.7)

○ 独立行政法人の業務見直し・運営効率化により、支出を大幅に圧縮

・15年度予算 2,821億円 → 16年度予算 2,422億円(▲14.1) → 17年度予算 2,299億円(▲5.1) → 18年度予定 2,057億円(▲10.5)

※ () 内は対前年度削減費 (%)

【雇用・能力開発機構 予算額の推移】

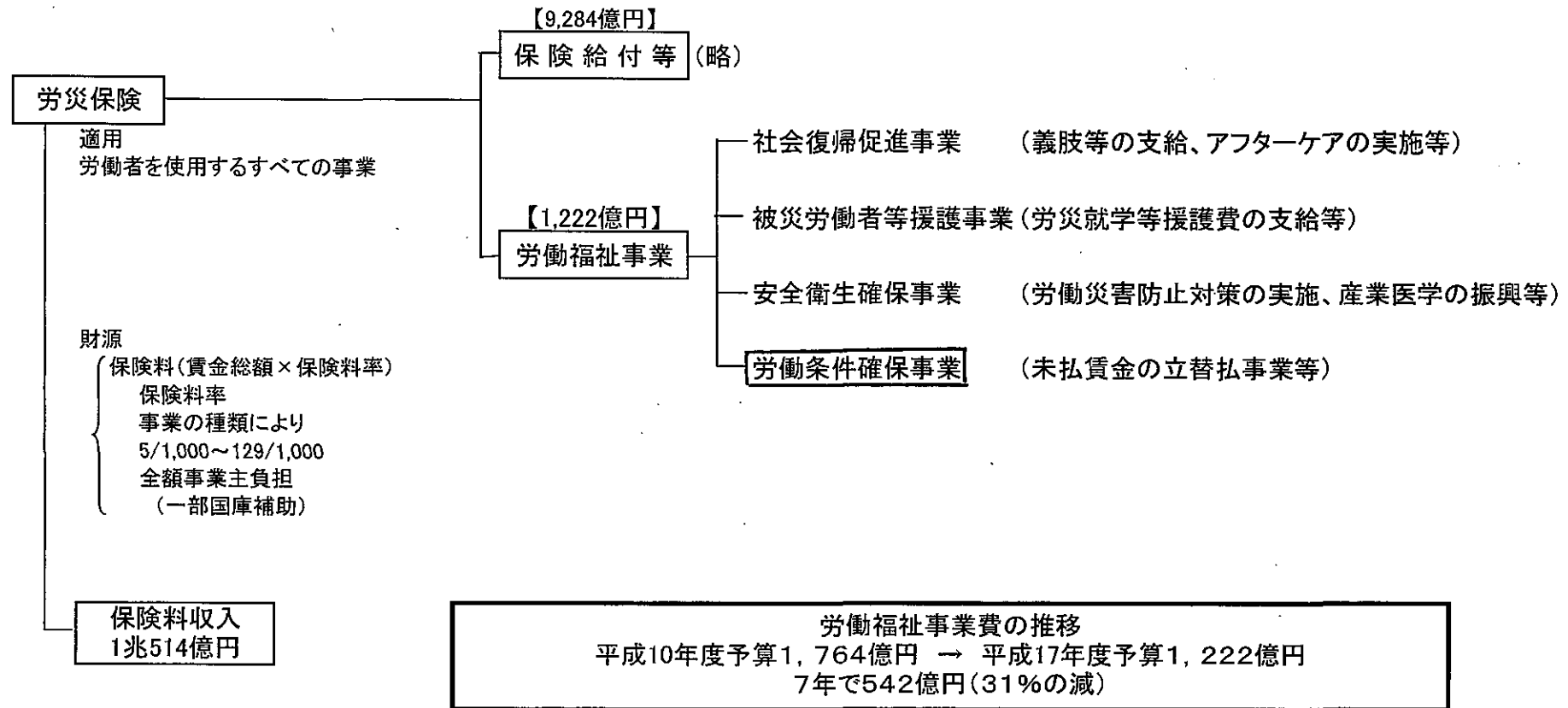
(単位：百万円)

	平成15年度 予算額	平成16年度 予算額	平成17年度 予算額	平成18年度 予定額
雇用安定事業	34,130	28,311	24,821	10,759
能力開発事業	137,371	118,735	113,756	108,594
雇用福祉事業	20,774	13,843	12,365	11,166
合 計 (対前年比)	192,276	160,889 (▲16.3%)	150,942 (▲6.2%)	130,519 (▲13.5%)

(注) 平成15年度予算額は、旧特殊法人と新独立行政法人の予算額を合計したものである。

(注) 係数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

労働者災害補償保険制度の概要(平成17年度予算)



勤労者財産形成促進事業費補助金（交付金）の推移

（単位：百万円）

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度 （予定額）
予 算	2,024	1,842	1,479	1,387	1,315
決 算	1,526	1,557	1,181	—	—

特別会計の見直しについて(平成17年11月21日 財政制度等審議会)(抄)

Ⅱ 各特別会計の見直しの方向

(4) 労働保険特別会計

②現時点における再検討・方向性

雇用保険等については、現時点においても、セーフティーネットとして国として行う必要性が認められるとともに、保険料財源を中心に運営されていることから区分経理の必要性も認められる。

しかしながら、雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかとの批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取組みも進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまることなく、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。

なお、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。